（法附則第二十三条第二項第一号に掲げる率）

第八十八条の十一　法附則第二十三条第二項第一号に掲げる率は、同号に規定する除して得た率（小数点以下第十二位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率）とする。

2　前項の規定は、法附則第二十三条の二第一項に規定する率について準用する。

第八十九条各号列記以外の部分中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、「事項」の下に「のうち厚生労働大臣に係るもの」を加え、同条第六号中「賞与」の下に「（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。）」を加え、同条第七号中「保険給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものに限る。）」を加える。

第八十九条の二第一号中「遺族厚生年金」の下に「（当該年金たる保険給付と同一の実施機関が支給するものに限る。）」を加え、同条第二号中「他の遺族厚生年金」の下に「（同一の実施機関が支給するものに限る。）」を加える。

第八十九条の三の見出し中「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に改め、同条第一項中「各年金保険者たる共済組合等」を「実施機関（法第百条の三に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）」に、「年金保険者たる共済組合等を」を「実施機関を」に、「磁気ディスク」を「光ディスク」に改め、同項第一号中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関」に、「組合員又は加入者に」を「被保険者に」に改め、「（二からへまでに掲げる事項については、日本私立学校振興・共済事業団に限る。）」を削り、同号イ中「組合員又は加入者」を「被保険者」に改め、同号ロ中「組合員又は加入者」を「被保険者」に、「標準報酬の月額」を「標準報酬月額」に改め、同号ハ中「組合員又は加入者」を「被保険者」に、「標準賞与の額」を「標準賞与額」に改め、同号ニからへまでを削り、同項第二号中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関」に、「組合員又は加入者に」を「被保険者に」に、「当該組合員又は加入者」を「当該被保険者」に改め、同号イ中「組合員又は加入者」を「被保険者」に改め、同号ロ中「組合員又は加入者」を「被保険者」に、「標準報酬の月額」を「標準報酬月額」に改め、同号ハ中「組合員又は加入者」を「被保険者」に、「標準賞与の額」を「標準賞与額」に改め、同項第三号中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関」に、「組合員又は加入者」を「被保険者」に、「標準報酬の月額」を「標準報酬月額」に改め、同項第四号中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関」に、「組合員又は加入者」を「被保険者」に、「標準賞与の額」を「標準賞与額」に改め、同条第二項中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関」に、「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に改め、同条第三項中「第八十八条の六第三項から第六項」を「第八十八条の十第三項から第六項」に改める。

第八十九条の三の次に次の二条を加える。

（法第七十九条の八第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第八十九条の四　法第七十九条の八第一項に規定する厚生労働省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該事業年度における管理積立金（法第七十九条の六第一項に規定する管理積立金のうち年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）が管理するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の資産の額

二　当該事業年度における管理積立金の資産の構成割合

三　当該事業年度における管理積立金の運用収入の額

四　法第七十九条の六第二項第三号に規定する管理積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

五　管理積立金の運用利回り

六　管理積立金の運用に関するリスク管理の状況

七　運用手法別の運用の状況（管理運用法人が年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十一条第一項第三号本文、同号ロ及び同項第四号に規定する方法で運用する場合にあつては、当該運用に関する契約の相手方の選定、管理の状況等を含む。）

八　管理運用法人における株式に係る議決権の行使に関する状況等

九　管理運用法人の役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が法令等に適合するための体制その他管理運用法人の業務の適正を確保するための体制に関する事項

十　その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項

（法第七十九条の八第二項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第八十九条の五　法第七十九条の八第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　管理積立金の運用の状況及び当該運用の状況が年金財政に与える影響

二　法第七十九条の四第一項に規定する積立金基本指針及び法第七十九条の六第一項に規定する管理運用の方針に定める事項の遵守の状況（前号に掲げるものを除く。）

三　その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項

第九十一条中「当該職員」を「機構の職員」に改める。

第九十三条（見出しを含む。）中「第百条の四第一項第四十二号」を「第百条の四第一項第四十三号」に改め、同条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　令第四条の二の十四第一項の規定による申請書等の受理

第九十三条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　第七十六条の二第二項第三号の規定による確認

第九十九条（見出しを含む。）中「第四条の二第一号」を「第四条の二の十六第一号」に改める。

第百条（見出しを含む。）及び第百一条（見出しを含む。）中「第四条の二第三号」を「第四条の二の十六第三号」に改める。

第百八条第一項第三号中「第百条の二第一項」を「第百条の二第二項の規定による資料の提供の求め（訂正請求に係るものに限る。）並びに同条第五項」に改める。

第百十条第五号中「、第八十条第四項、第八十七条の二第二項、第九十三条の四及び第百十四条の二」を「及び第百十四条」に改め、同条第七号中「、第八十二条第四項、第九十三条第二項、第九十九条の九」を削り、同条に次の三号を加える。

十九　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十三条の四及び第百十四条の二

二十　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第九十九条の九

二十一　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第四十七条の二

第百十一条第一号中「第三十五条第一項」を「第三十二条の三第三項の規定による届書及び書類の提出の求めに係る事務、第三十五条第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二　第三十二条の三第三項の規定による指定に係る事務

附則第六項第四号を次のように改める。

四　削除

附則第七項第一号中「（年金手帳を添えることができないときは、その事由書）」を「その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第四号中「公的年金給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加え、「当該給付」を「当該公的年金給付」に改める。

附則第十項第四号を次のように改める。

四　削除

附則第十一項第十号中「公的年金給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加え、「当該給付」を「当該公的年金給付」に改める。